

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力団排除対策官） 第三十二条（略）</p> <p>2 暴力団排除対策官は、命を受け、令第二十七条第二号に掲げる事務、同条第三号に掲げる事務（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十三条、第十四条、第二十八条及び第三十二条の三から第三十二条の十五までの規定に関する事務に限る。）及び令第二十七条第四号に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（暴力団排除対策官） 第三十二条（略）</p> <p>2 暴力団排除対策官は、命を受け、令第二十七条第二号に掲げる事務、同条第三号に掲げる事務（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十三条、第十四条、第二十八条、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定に関する事務に限る。）及び令第二十七条第四号に掲げる事務をつかさどる。</p>